

帯広市まちづくり基本条例適合状況等の検討について

1 趣旨

- 帯広市まちづくり基本条例（以下「基本条例」という。）は、豊かな地域社会の実現に向け市民と市がそれぞれの役割と責任を担い、互いに力を合わせてすすめる協働のまちづくりを推進するための基本的事項を定めたものです。
- 基本条例では、条例の施行から5年を超えない期間ごとに、社会経済情勢の変化などを勘案し、各条項等の適合状況等の検討を行うことを規定しており、これまでの3回の検討においては、いずれも条文を見直す必要はないという結論に至っています。
- 今年度は、前回の検討（令和3年度）から5年目を迎えることから、4回目となる適合状況等の検討を行うものです。

2 検討の方法

- 今回の検討は、前回と同様に、市において社会経済情勢などに対する各条項の適合状況等を点検し、その結果（原案）についてパブリックコメントを実施した上で、市としての検討結果をまとめることとします。

3 スケジュール

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
市民						パブリック コメント の実施		
市 （推進委員会等）	適合状況等の検討作業、 原案作成			幹事会 推進委員会	適合状況等 について （原案）			適合状況等 について（案）
市議会 （総務委員会）					総務 委員会			総務 委員会

総務委員会（8月） 帯広市まちづくり基本条例適合状況等について（原案）の報告

総務委員会（11月） パブリックコメント結果、適合状況等について（案）の報告